

○「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正後	現 行
<p>27の3 四半期財務諸表等規則ガイドライン22の4の取扱いは、規則第27条の3に規定する収益認識に関する注記について準用する。この場合において、四半期財務諸表等規則ガイドライン22の4中「四半期財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と、「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期財務諸表提出会社」とあるのは「四半期連結財務諸表提出会社」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>35-1-2 連結財務諸表規則ガイドライン23-1-2の取扱いは、規則第35条第1項第2号に規定する受取手形、売掛金及び契約資産について準用する。</p>	<p>35-1-2 連結財務諸表規則ガイドライン23-1-2の取扱いは、規則第35条第1項第2号に規定する受取手形及び売掛金について準用する。</p>